

件名	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例											
主管課	税務課											
根拠法令等	山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成29年3月31日公布、同年4月1日ほか施行）											
<b>【改正の概要】</b>												
上記省令の施行に伴う適用期間の延長等		(略称)										
<ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例</li> <li>愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例</li> <li>愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例</li> <li>愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例</li> <li>愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例</li> <li>愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例</li> </ul>		<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">過疎</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">半島</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原発</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">離島</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方</div> </div>										
1 特別措置の対象となる設備の設置期限等の延長 (過疎・半島・原発・企業・離島)												
(1) 過疎・半島・原発・離島 平成29年3月31日まで ⇒ 平成31年3月31日まで *土地の取得期限 (半島・原発) 平成29年3月31日まで ⇒ 平成30年3月31日まで												
(2) 企業 平成29年3月31日まで ⇒ 平成30年3月31日まで												
2 特別措置の対象となる業種の置換え (過疎)												
情報通信技術利用事業 ⇒ 農林水産物等販売業												
3 小売電気事業の取扱いの変更 (過疎・半島・原発・離島・地方)												
電気供給業から小売電気事業を除き、従業者数で計算するよう改める。												
施行日	公布の日（平成29年4月1日適用）											
<b>【その他参考事項】</b>												
○特別措置の概要 *減収額の75%は、地方交付税で措置												
1 事業税・不動産取得税の課税免除 (過疎・企業・離島) *企業は不動産取得税のみ												
(1) 対象区域	過疎 17市町 (松山市 (旧中島町)、八幡浜市 等) 企業 5地域 (県内全域) 離島 80島 (興居島、睦月島、中島 等)											
(2) 対象業種	過疎 製造業、農林水産物等販売業 (今回改正)、旅館業、個人で行う畜産業・水産業 企業 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所 離島 製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、個人で行う畜産業・水産業・薪炭製造業											
(3) 対象設備の取得価額	過疎 2,700万円超 企業 2億円超 (農林漁業関連業種は、5,000万円超) 離島 資本金等の額に応じ、500万円、1,000万円又は2,000万円以上											
(4) 事業税の課税免除の期間	3年間 (個人で行う畜産業・水産業・薪炭製造業は、5年間)											
(5) 過去5年間の適用実績	過疎 事業税 1億848万円 (15件)、不動産取得税 5,719万円 (9件) (H24~H28) 企業 不動産取得税 4億6,092万円 (25件)											
2 事業税・不動産取得税の不均一課税 (半島・原発・地方)												
(1) 対象区域	半島 3市町 (八幡浜市、西予市 (旧三瓶町)、伊方町) 原発 2市町 (八幡浜市 (旧保内町)、伊方町) 地方 20市町の一部区域											
(2) 対象業種	半島 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 原発 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 *製造業以外の業種は、増加雇用者15人超の要件あり 地方 全業種											
(3) 対象設備の取得価額	半島 資本金等の額に応じ、500万円、1,000万円又は2,000万円以上 原発 2,700万円超 地方 3,800万円以上 (資本金1億円以下の場合、1,900万円以上)											
(4) 不均一課税の税率	①事業税 <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">初年度</td> <td style="padding: 0 5px;">通常税率×0.5</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">2年度</td> <td style="padding: 0 5px;">"</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">3年度</td> <td style="padding: 0 5px;">"</td> </tr> </table> ②不動産取得税 通常税率の1/10 <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">家屋</td> <td style="padding: 0 5px;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">その敷地である土地</td> <td style="padding: 0 5px;">0.3%</td> </tr> </table>		初年度	通常税率×0.5	2年度	"	3年度	"	家屋	0.4%	その敷地である土地	0.3%
初年度	通常税率×0.5											
2年度	"											
3年度	"											
家屋	0.4%											
その敷地である土地	0.3%											
(5) 適用実績	なし											